

和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱改正の概要

1 県外産業廃棄物搬入協議書提出者の範囲の拡大について

従来、県域外から県域内に産業廃棄物を搬入しようとする場合、県外産業廃棄物搬入協議書（以下「協議書」という。）を提出できるのは排出事業者に限られていたが、産業廃棄物処理業者（収集運搬業者又は処分業者）も提出可能とすることとした。

2 優良認定事業者による協議について

協議書を提出しようとする産業廃棄物処理業者が「優良認定事業者」である場合は、複数の排出事業者から受託する（予定含む。）県外産業廃棄物の処分又は保管について、専用の様式「県外産業廃棄物搬入協議書（優良認定事業者用）」の提出により、一度にまとめて協議できることとした。（申請に係る廃棄物搬入期間は、最長1年）

3 木くず及びがれき類に係る届出について

処分後チップとして再生利用される木くず又は再生砕石として利用するために処分されるコンクリート破片等（がれき類に分類されるものに限る。）については、再生利用が比較的容易であることから、搬入する廃棄物の種類及び量等について記した県外産業廃棄物搬入計画届出書（以下「届出書」という。）を提出することによって、協議の手続きを経ずに県外産業廃棄物を搬入できることとした。

なお、本届出については、複数の排出事業者から受託する（予定含む。）県外産業廃棄物の処分又は保管について、一度にまとめて行うことができることとした。（届出に係る廃棄物搬入期間は、最長1年）

4 協議と届出の変更について

当初の協議書又は届出書の提出時から搬入する県外産業廃棄物の量が増加するとき等の場合は、その変更内容について再協議又は届出を行わせることとした。